

# 一般社団法人 環太平洋アジア交流協会

## 会員・会費規程

2016年4月1日 制定

2017年4月1日 改定

2019年4月1日 改定

### (目的)

#### 第1条

この規程は、一般社団法人 環太平洋アジア交流協会（以下、「協会」とする）の定款（以下、「定款」とする）第6条及び第7条の規定に基づき、次の非営利による事業を行うため、入会金及び会費の納入に必要な細則を定めるものとする。なお、本規程では定款の定める「社員」を「会員」に置き換える。

- (1) 環太平洋・アジアの政治・経済活動に関する調査及び研究事業
- (2) 国際間における高度人材の相互交流事業
- (3) 国際間におけるビジネスを促進する事業
- (4) 環太平洋・アジアの文化活動に関する研究、宣伝事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (会員の種類)

#### 第2条

会員は法人会員、個人会員、準会員の3種類とする。準会員は学生のみを対象とする。

### (入会手続き)

#### 第3条

- 1 本会の法人会員、個人会員又は準会員に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に届け出なければならない。
- 2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

### (会費)

#### 第4条

各会員は別表の会費を納入しなければならない。

### (会費の納期)

#### 第5条

会員は、毎事業年度の開始から3月以内に、会費年額の全額を納付しなければならない。期の途中で入会したときの会費は、入会後の月数（入会した月を含む）に応じた額とし、原則として、入会と同時に納付することとする。準会員は年額納付のみとする。

### (会員種別間の移行時の会費)

#### 第6条

個人会員から法人会員に移行するときは、会員間の移行に伴う入会金の差額を納付することとする。準会員からの移行による差額納付は行わない。

(除名)

第7条 定款第8条及び第9条に加え、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名し、退会させることができる。

- (1) この規程その他の規則に違反したとき。
- (2) 会員が他の会員、協会に損害を与え、又は名誉を傷つけたとき。但し、通常の商行為による正当な利益移転をとまなう場合はこの限りでない。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(臨時会費)

第8条

本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することが出来る。

(退会に伴う会費の扱い)

第9条

定款第8条及び第9条、本規程第7条の規定により退会(退社)し、会員資格を喪失した場合には、帰納の会費は返還しない。また、会員資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(再入会)

第10条

- 1 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後1年間は、再入会を認めないこととする。

(登録情報・個人情報)

第11条

会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

附則

1. この規則は、2016年4月1日より施行する。
2. この規則は、2017年4月1日より改正施行する。
3. この規則は、2019年4月1日より改正施行する。

会費一覧表(本規程5条)

会員種別	年会費	期中入会の月額
法人会員	50,000円	4,000円
個人会員	10,000円	800円
準会員	1,000円	年額納付のみ